

財務（支）局長 殿

（郵便番号 — ）
申請者 住所又は所在地
電話番号（ ） —
商号又は名称

氏名
（法人にあつては、代表者の氏名）

登 録 申 請 書

資金決済に関する法律第63条の22の3第1項の規定により電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

（記載上の注意）

1. 外国法人においては、「住所又は所在地」に国内における主たる営業所又は事務所の所在地（国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては、国内における代表者の住所）を記載するとともに、主たる営業所又は事務所の所在地を括弧書で併せて記載すること。また、「代表者の氏名」には、代表者及び国内における代表者の氏名又は名称を記載すること。
2. 外国に住所を有する個人においては、「住所又は所在地」に国内における主たる営業所又は事務所の所在地（国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては、国内における代理人の住所又は所在地）を記載し、「氏名」には、氏名及び国内における代理人の商号、名称又は氏名を記載すること。
3. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」に括弧書で併せて記載することができる。

※ 登録番号	財務(支)局長 第 号 (年 月 日)	
1. 法人・個人の別	法人	個人
(ふりがな) 2. 商号又は名称	-----	
(ふりがな) 3. 氏 名	-----	
4. 住 所	(郵便番号 -) 電話番号 () -	
5. 資本金又は 出資の額	千円	
6. 役員		
(ふりがな) 氏名又は名称	役 職 名	
-----	-----	
-----	-----	
-----	-----	
-----	-----	

(記載上の注意)

1. ※「登録番号」には、記載しないこと。
2. 「法人・個人の別」は、該当するものに○印を付けること。
3. 「商号又は名称」、「氏名」、「住所」、「役員」
 - イ. 法人は商号又は名称を「商号又は名称」に記載し、個人は氏名を「氏名」に記載すること。
 - ロ. 個人は「商号又は名称」に、商号登記をしている場合はその商号を、商号登記をしていない場合は屋号等の名称を記載することができる。
 - ハ. 外国に住所を有する個人においては、「氏名」に氏名及び国内における代理人の商号、名称又は氏名を記載すること。
 - ニ. 外国人においては、住民票等に記載された通称がある場合は、「氏名」に括弧書で併せて記載することができる。
 - ホ. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」又は「役員」に括弧書で併せて記載することができる。
 - ヘ. 申請者が法人である場合は、「住所」に主たる営業所又は事務所の所在地(外国法人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所の所在地(国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては、国内における代表者の住所))を記載すること。
 - ト. 「役員」について、外国法人においては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び国内における代表者の氏名又は名称及び役職名を記載すること。
 - チ. 申請者が個人である場合は、「役員」への記載は省略すること。
 - リ. 「役員」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。

(第3面)

4. 申請者が個人である場合は、「資本金又は出資の額」への記載は省略すること。

7. 営業所又は事務所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所 在 地	取り扱う業務の内容	
			電子決済手段仲介行為 に係る業務	暗号資産仲介行為 に係る業務
		電話番号 () -		
		電話番号 () -		
		電話番号 () -		
		電話番号 () -		

(記載上の注意)

1. 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の業務上主要な活動が行われる場所を記載すること。
2. 「取り扱う業務の内容」は、該当する箇所に○印を、該当しない箇所に×印を記載すること。例えば、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の業務上主要な活動が行われる営業所又は事務所で、電子決済手段仲介行為に係る業務のみを行うときは、該当する箇所に○印を記載し、該当しない箇所に×印を記載すること。
3. 「営業所又は事務所の名称及び所在地」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。
4. 国外に所在する営業所又は事務所については、「営業所又は事務所の名称及び所在地」に代えて所在国名のみを記載することができる。

8. 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の業務の種別

--

(記載上の注意)

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の業務の種別は、電子決済手段仲介行為に係る業務又は暗号資産仲介行為に係る業務のいずれかを記載すること。

(第6面)

9. 電子決済手段仲介行為を行う場合の取り扱う電子決済手段の名称並びに当該電子決済手段を発行する者の商号又は名称及び住所

電子決済手段の名称	
電子決済手段を発行する者の商号又は名称	
電子決済手段を発行する者の住所	

(記載上の注意)

1. 電子決済手段仲介行為を行う場合に記載すること。
2. 取り扱う電子決済手段ごとに記載すること。

10. 暗号資産仲介行為を行う場合の取り扱う暗号資産の名称

--

(記載上の注意)

- 暗号資産仲介行為を行う場合に記載すること。

11. 電子決済手段仲介行為を行う場合の所属電子決済手段等取引業者の商号又は名称

登録番号又は届出受理番号	商号又は名称	発行する電子決済手段の名称

(記載上の注意)

1. 電子決済手段仲介行為を行う場合に記載すること。
2. 所属電子決済手段等取引業者が、法第62条の3の登録を受けている場合においては「登録番号」を記載し、法第62条の8第3項の規定による届出を行った場合においては「届出受理番号」を記載すること。
3. 所属電子決済手段等取引業者が発行者である場合においては、当該発行者が発行する電子決済手段の名称を記載すること。それ以外の場合は、「発行する電子決済手段の名称」への記載は省略すること。

12. 暗号資産仲介行為を行う場合の所属暗号資産交換業者の商号

登録番号	商号

(記載上の注意)

- 暗号資産仲介行為を行う場合に記載すること。

13. 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の内容及び方法

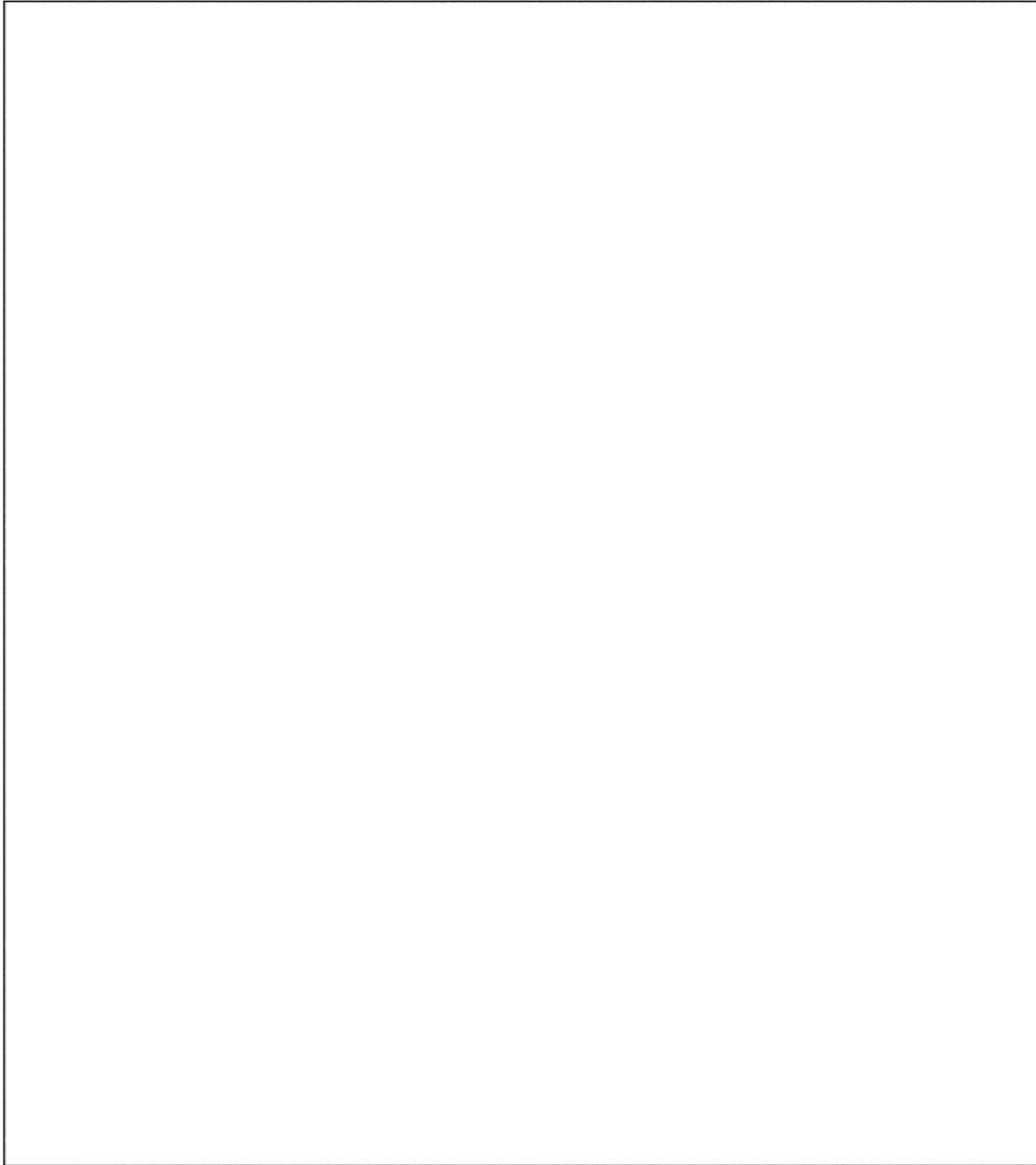
(1) 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の内容及び方法

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の内容	
取り扱う電子決済手段又は暗号資産の名称	
利用者からの媒介の申込みの受付方法	
営業日及び営業時間	
利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法	

(記載上の注意)

1. その行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業について複数のビジネスモデルが存在する場合は、当該ビジネスモデルごとに記載すること。
2. 「利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法」には、業務委託先等に対して利用者が支払う金額についても併せて記載すること。
3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第8面の次に添付すること。

(2) 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の概要図



(記載上の注意)

1. 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の内容ごとに、所属電子決済手段等取引業者等、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者、利用者その他の関係者（業務委託先等）の契約関係や債権・債務関係が分かるように簡略に図示すること。
2. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第9面の次に添付すること。

14. 業務委託の状況

受託者の氏名等		委託に係る業務の内容
氏名又は商号若しくは 名称	住 所	

(記載上の注意)

1. 業務委託の状況は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の内容ごとに記載すること。
2. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第10面の次に添付すること。
3. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」に括弧書で併せて記載することができる。

15. 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業のほかに行っている事業の種類

--

(記載上の注意)

日本標準産業分類表細分類により記載すること。

16. 個人の登録申請者の兼職状況

常務に従事している他の法人の商号又は名称	事業の種類

(記載上の注意)

「事業の種類」は、常務に従事している他の法人の業務の種類であり、日本標準産業分類表細分類により記載すること。

17. 法人の登録申請者の役員の兼職又は兼職状況

(ふりがな) 役員の氏名又は名称	常務に従事している他の法人の商号若しくは名称及び事業の種類又は行っている事業の種類

(記載上の注意)

1. 「事業の種類」は、常務に従事している他の法人の業務又は行っている事業の種類であり、日本標準産業分類表細分類により記載すること。
2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「役員の氏名又は名称」に括弧書で併せて記載することができる。

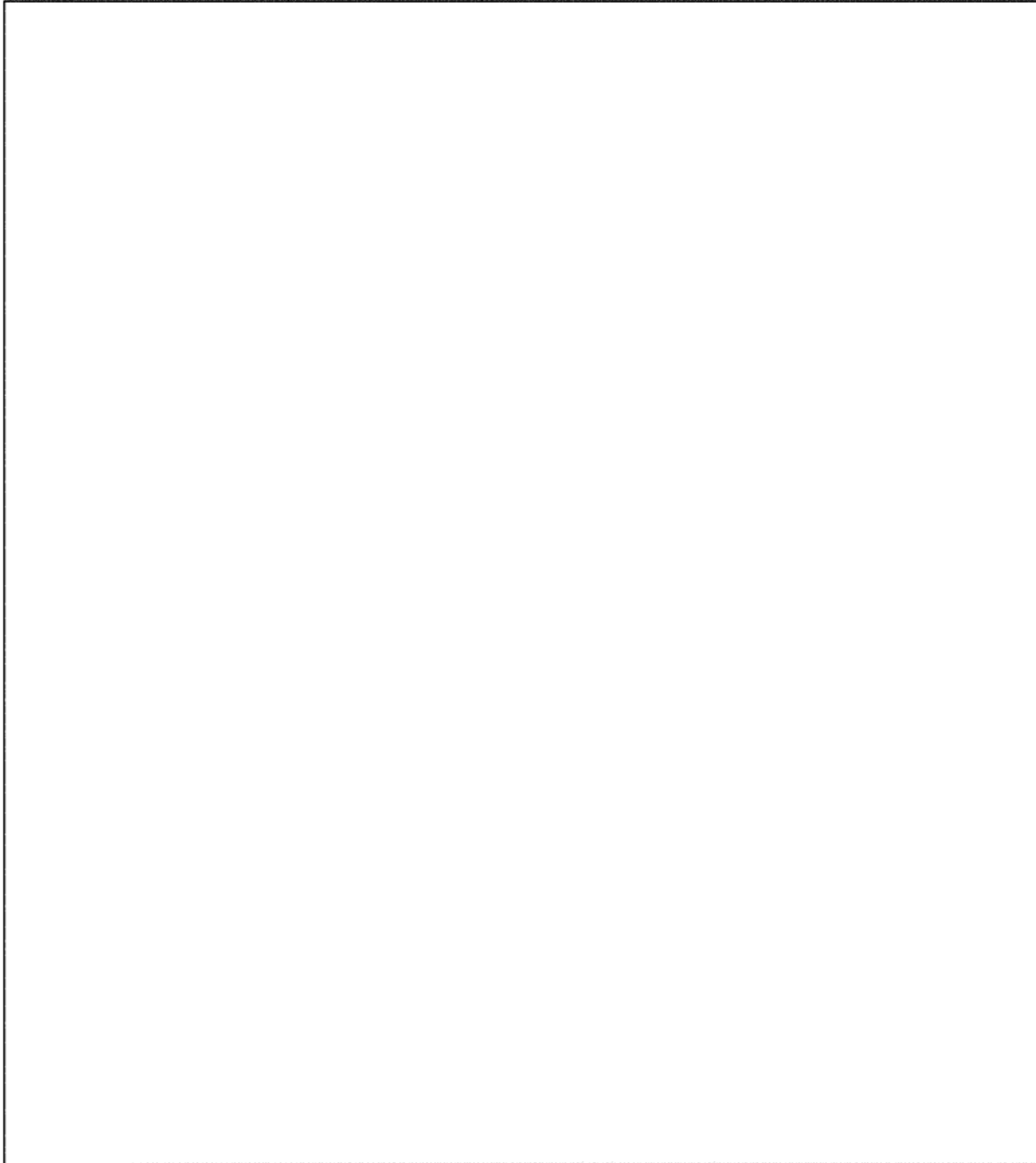
(第14面)

18. 登録申請者が電子決済手段仲介行為又は暗号資産仲介行為につき利用者に加えた損害を賠償する責任を負う所属電子決済手段等取引業者等の商号又は名称

(1) 登録申請者が電子決済手段仲介行為につき利用者に加えた損害を賠償する責任を負う所属電子決済手段等取引業者の商号又は名称

(2) 登録申請者が暗号資産仲介行為につき利用者に加えた損害を賠償する責任を負う所属暗号資産交換業者の商号

19. 登録免許税領収書貼付欄

A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying most of the page below the header. It is intended for pasting a registration fee receipt (登録免許税領収書).